



しもつま

市議会だより

第172号 平成19年11月9日発行

発行/下妻市議会 発行責任者/議長 山崎洋明 編集/議会だより運営委員会
〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話(0296)43-2111(代) 内線1112・1113

今月号のあんない

定例会	2
一般会計決算・各会計決算	3
決算に対する賛否討論	4
一般質問	5~13
総務委員会行政視察	14
議会だより運営委員会行政視察	14
議会日誌	14



保健センター事業 あそびの広場

下妻市議会議員一般選挙

投票日 平成19年12月2日(日)

こんなことが決まりました

平成十九年

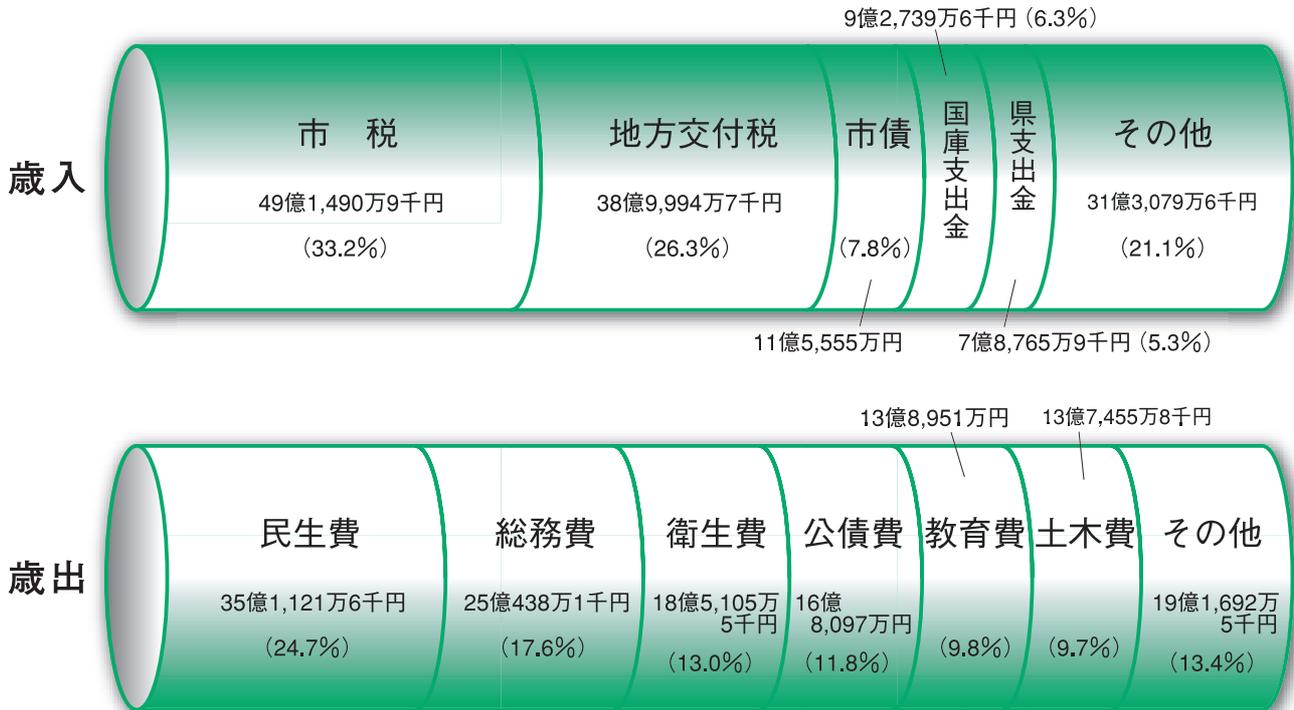
第三回定例会

平成19年 第3回定例会		
議案番号	件 名	結 果
議案第51号	政治倫理の確立のための下妻市長の資産等の公開に関する条例の一部改正	原案可決
議案第52号	下妻市個人情報保護条例の一部改正	原案可決
議案第53号	下妻市国民健康保険条例の一部改正	原案可決
議案第54号	下妻地方広域事務組合規約の一部変更	原案可決
議案第55号	字の名称の変更	原案可決
議案第56号	平成19年度下妻市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第57号	平成19年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第58号	平成19年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第59号	平成19年度下妻市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
認定第1号	平成18年度下妻市一般会計歳入歳出決算	認 定
認定第2号	平成18年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認 定
認定第3号	平成18年度下妻市老人保健特別会計歳入歳出決算	認 定
認定第4号	平成18年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算	認 定
認定第5号	平成18年度下妻市下水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
認定第6号	平成18年度下妻都市計画事業下妻東部第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	認 定
認定第7号	平成18年度下妻市水道事業会計決算	認 定
報告第10号	専決処分の承認を求めること「平成19年度下妻市一般会計補正予算（第2号）」	承 認
議 員 提 出 議 案 等		
議員提出議案第2号	下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	継続審査

平成19年第3回定例会は、8月23日から9月6日までの15日間にわたって開かれました。この定例会では、市長提出議案9件、認定7件、報告1件の審議が行われ、それぞれ原案のとおり可決、認定、承認されました。

なお、議員提出議案1件が提出されましたが、継続審査となりました。

■ 一般会計決算の内訳 ■



= 平成18年度 各会計決算 =

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計	148億1,625万7,757円	142億2,861万5,593円	5億8,764万2,164円
国民健康保険	56億8,099万974円	50億1,133万1,720円	6億6,965万9,254円
老人保健	39億3,585万3,995円	38億1,665万7,342円	1億1,919万6,653円
介護保険	22億9,069万7,115円	21億9,765万8,782円	9,303万8,333円
下水道事業	7億7,269万4,494円	7億4,281万3,960円	2,988万534円
下妻東部第一土地区画整理事業	1億4,780万746円	9,363万5,856円	5,416万4,890円
水道事業会計	15億1,698万4,885円	21億6,930万6,325円	※ △6億5,232万1,440円
合計	291億6,127万9,966円	282億6,001万9,578円	9億126万388円

※不足分については、過年度損益勘定留保資金等で補てんした。

平成18年度一般会計決算に対する賛否討論

反対 学童保育事業の拡充、新小学生への防犯ブザーや黄色い傘の支給、ひとり暮らし高齢者への愛の定期便の復活など、評価できる点もあるが、敬老祝い金は、対象者を80歳到達者のみにしたままであり、在宅の重度心身障害児福祉手当、寝たきり老人福祉手当、母子・父子家庭児童学資金は、それぞれ月400円を300円に引き下げたまま執行されている。一方、議員報酬は、合併協議会小委員会

月額36万円にしており、議員の海外行政調査は、参加を見送るよう主張してきたが、県内他市には不参加が見られる中、実施されている。議員の国内研修の旅費も縮小の方向で見直しを求め、下妻市民の命と健康と暮らしを守るため先頭に立つ小倉市長には、国に対し、地方財源確保のための努力を求める。個人市民税の大幅な負担増を押しつけながら、市民サービスの低下をさせたまま執行された当決算には反対である。

賛成

平成18年度一般会計の決算規模は、前年度に比べ歳入は18.5%の増、歳出は20.9%の増となっているが、この増額は、合併により行政規模が拡大したことによるもので、実質的な決算は減となっている。職員の退職不補充や時間外手当、旅費の抑制、職員手当カット等を行い、経常費削減を図り、経常収支比率は前年度より改善し96.6%となったが、依然として財政は硬直した状況である。また、新たな指標である実質公債費比率も前年度より悪化し、19.5%と

なっている。こうした中で、東部中学校改築に向けた基金の積み立てや、自動除細動器の中学校等への導入なども取り組まれ、前向きな姿勢も伺える。しかし、今一番の課題は、経常収支比率及び実質公債費比率の引き下げであると思う。現在、財政健全化計画を策定中であるので、今後は更なる経常経費削減、公債費負担の軽減に取り組まれ、財政の健全化を図るとともに、財源の確保に努め、各種事業を厳選の上、その推進に努力されることを期待し、当決算に賛成である。

一般質問者の氏名
・項目は次のとおりです。
(通告順)

- | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>3 須藤 豊次 議員</p> <p>1 自立したまちづくりと地域通貨で経済活性化について</p> | <p>2 平井 誠 議員</p> <p>1 競輪場外車券売場設置計画(総上・西古沢地区)に対する当局の見解を問う</p> <p>2 大災害時における災害弱者の救済対策について</p> <p>3 ジャスコ下妻店売場の拡張による既存商店街への影響と対策について</p> | <p>1 中山 勝美 議員</p> <p>1 教育問題について</p> <p>2 下妻消防署について</p> <p>3 橋の総点検について</p> | <p>4 山中 祐子 議員</p> <p>1 住宅の耐震診断・耐震改修の促進について</p> <p>2 教育問題について</p> | <p>5 笠島 道子 議員</p> <p>1 不登校について</p> <p>2 高齢者のみ世帯について</p> | <p>6 鈴木 秀雄 議員</p> <p>1 下妻市を中心にした公共交通について</p> | <p>7 原部 司 議員</p> <p>1 選挙投票率の改善について</p> <p>2 多重債務者対策について</p> | <p>8 増田 省吾 議員</p> <p>1 若者の活気あふれる下妻に</p> | <p>9 菊池 博 議員</p> <p>1 災害に強いまちづくりについて</p> <p>2 徴収率向上対策について</p> | <p>10 倉田 憲三 議員</p> <p>1 遊休農地について</p> <p>2 期日前投票について</p> | <p>11 栗野 英武 議員</p> <p>1 市の財政調整基金制度について</p> <p>2 財政の増収策についてどのようか考えておられるのか</p> <p>3 下妻市独自の基本計画を作るべきであるか考えるが、その必要はないか考えるか</p> <p>4 自然環境はあるので、それを綺麗にすることが街の発展、活性に重要と思うが</p> | <p>12 小竹 薫 議員</p> <p>1 環境問題への対応について</p> | <p>13 中山 政博 議員</p> <p>1 市の施設の維持・管理を、できることは職員の手で</p> |
|--|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|

平成十九年第三回定例会

一般質問



(要旨)

今定例会では、13名の議員から市政各般についての一般質問が展開されました。

教育問題について

中山勝美 議員

質問

これからの日本は、少子化で、教育界は大転換期を迎えている。社会の変化も激しく、今、新しい時代をつくれるかどうか、いかなる学校も団体も問われている。ゆえに大事なのは教師である。すべての子供たちに深い慈愛を注ぐ、子供の成長のために、我が身を砕いて取り組む、そういう教員がいるかどうかである。自分の知識をただ上から下へ、生徒に与えるだけでは教育にはならない。

今、忘れ去られようとしていることに、教師と生徒、言いかえれば師匠と弟子という関係があり、その希薄さが、今のあらゆる教育の行き詰まりの根本にあると考えらる。もう一度、師匠と弟子という根本題に立ち返り、温かな人間教育、師弟関係の復興に全力を挙げべきではないか。「10年の計を考えるならば、木を植えよ。100年

の大計を考えるならば、人を育てよ」と、ことわざにもある。人材を育て、100年、150年先においても下妻市出身の人材群がきら星のごとく産出し、社会に貢献している姿を夢見たいと思うわけである。

社会的にも、教育に関する議論が盛んに行われている。教育再生会議などにおいても、ゆとり教育、しつけなどについて議論されていると聞かすが、(1)ゆとり教育、しつけについて、教育長はどのように考えているか。

(2)今一番の急務は、教師と子供の間の信頼関係を形成することが大事と言われるが、この問題について、教育現場においてどのような取り組みをしているのか。

答弁

(1)ゆとり教育については、教育の方針を見るときに、まず第1に、ゆとり教育の成果と課題の検証をしっかりとすべきであると考えらる。第2に、次世代を生きていく子供たちにどんな教育が必要なのか、長期的な展望に立って、根本的な検討を加えた上で、日本の教育の方針を決めるべきであると考えらる。下妻市としては、「下妻市の教

育」を毎年策定し、教育目標を「知性を基盤に優れた創造力と豊かな情操、美しい心を持ち、心身ともに健全なる風格を備えた人間の育成」と定め、その実現に向けて8つの具体的な施策を掲げて、学校教育の充実に取り組んでいる。この目標と施策は、教育のあり方の1つの方向性を示すものと思っ



慣の定着と心の育成を図るため、道徳や特別活動、学校行事等の集団活動を通して、教育を行っている。

また、家庭や地域社会でされるしつけも人間形成の上で重要である。しつけは学校教育だけではできないものではない。特に礼儀作法等についての教育は、各家庭でされるべきである。学校、家庭、地域社会の三者が、それぞれの立場に応じて役割を分担し、連携、協力により一層深めることが重要であると考えらる。

(2)教師と子供、教師と保護者の間の信頼関係は、教育を推進する上で最も重要な基盤であり、信頼関係のないところに教育は成立しないと断言しても過言ではない。

下妻市の教育目標が具現化された学校の姿として、安全な学校、楽しい学校、信頼される学校の3つを挙げている。

信頼される学校づくりのための施策としては、研修の充実による教職員の資質の向上がある。情熱にあふれた資質の高い教師による教育実践が、子供、保護者に信頼される学校をつくるものである。

学校通信や学級便りを通して、学校の様子を保護者に理解していただくことや、学校評価の実施で保護者や地域の意見を学校経営にかす試みも、信頼関係形成の取り組みの1つである。

大災害時における災害弱者の救済対策について

平井 誠 議員

質問

今年7月16日、震度6強の新潟県中越沖地震が起きた。この地震による被害は、死者が11名、重傷者1954名、全壊家屋が101棟という甚大なものであった。あれから既に1ヵ月半がたっているが、今でも約600人が避難生活を送っている」と報道されている。

小倉市長は、今年の施政方針の中でも、防災・防犯対策など、安全・安心なまちづくりを進めると言っている。また、下妻市第3期介護保険事業計画の中でも、高齢者が住みなれた地域でいつまでも



現在、地域防災計画の見直しが進められている

避難場所として、市内に47カ所指定されている公共施設は、耐震上問題ないか。

(5)個人の木造住宅に対し耐震検査費用や、その結果が出た場合は補強工事費用の一部助成をするなどを考えられないか。

答弁

安心して住み続けられることと述べ、下妻市障害福祉計画の中でも近年における社会の高齢化の波は、障害のある人やその介護者である保護者にも押し寄せており、社会全体での支えが必要になっていると述べている。新潟県中越沖地震で死亡した11人は、家屋に押しつぶされるなどした高齢者とのことである。

そこで、(1)大災害が起きたとき、救援者が必要とする災害弱者と言われる市民一人一人をきちんと把握できているか。

(2)高齢者や心身障害者のうち、自力で逃げ出せない市民がどの町内に何人あるいは何世帯いるか把握できているか。

(3)大きな自然災害が起きたとき、自力で逃げ出せない人を救済する手だてを行政としてはどうするか。そして、この対策を強化する方向での計画はあるか。

(4)大災害が起きたとき、市民の

(1)災害時に救護が必要かどうかは、その方の現在の状態や家族状況等により、一人一人の実態を見なければわからないが、まず高齢者について、災害時に救護を必要とすると思われるような、介護保険法上の要介護認定の重い在宅の方は、平成19年3月末現在、要介護3が21人、要介護4が110人、要介護5が76人の計397人である。各種障害手帳を持っている、災害の時に救護を必要とすると思われるような在宅の重度の方は、平成19年4月1日現在、身体障害者手帳では、1級が524人、2級が320人の計844人。療育手帳では、Aが62人、Aが68人の計130人。精神障害者保健福祉手帳では、1級が25人、2級が49人の計74人。各種障害者手帳を持っている重度の方の合計は、1,048人である。

(2)その方がどの町内であるかは不明な場合もあるが、住所については、すべて把握している。

(3)災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの災害時要援護者の安全確保等に

ついては、地域住民の協力が大変重要であるので、自治会等による自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織による定期的な訓練の実施を推進していきたいと考えている。また、現在見直しを進めている地域防災計画の中に、基本的な支援事項を盛り込むとともに、国が策定した災害時要援護者の避難ガイドラインの中で課題として挙げられている、情報伝達の整備、災害時要援護者情報の共有化、避難支援プランの作成などについて、今後関係部署により検討していきたいと考えている。

(4)本市では災害時の避難場所として、学校施設や公共施設及び自治会等で管理している集落センターなどの47施設を指定している。これらの施設のうち、昭和57年以降の新耐震基準により建設されたもの及び改修により耐震基準に適合していると思われる施設は、26カ所となっている。耐震化の進んでいない21カ所の施設について、防災の観点から、地震、災害時における指定避難所の耐震化は重要な課題ではあるが、多額の経費を必要とするので、今後計画的な耐震化を図るとともに、耐震性を有する施設を避難所に活用するなど、検討していきたい。

(5)大規模地震による木造住宅の倒壊等の被害軽減対策としての助成制度については、2006年1月に建

築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正により、国・県等の助成が制度化されたところである。この制度では、建物の基礎や土台柱の筋交い等の耐震診断を行う場合と、耐震診断に基づき改修工事を行う場合において、国や県から補助が受けられることになっている。ただし、この国や県の補助制度を利用するには、市町村が耐震改修促進計画を策定することが義務づけられており、現在茨城県内においては、土浦市のみがこの補助制度を活用し、そのほか20市町村においては個別の補助制度を実施している。本市においては、大規模地震における木造住宅の倒壊の被害を最小限にするためにも、当面市独自の耐震診断の補助制度についてのみ検討したいと考えている。

質問
自立したまちづくりと地域通貨で経済活性化について
須藤豊次 議員

(1)平成19年度の施政方針に「新市の速やかな一体感の醸成と自立したまちづくりに向けて、市民の多様なニーズに対応し、住んでよかった、合併してよかったと言われる下妻市をつくるため、財政健全化計画に基づき、不転換の決意

で改革を断行し、行財政基盤の確立を図り、安全・安心なまちづくりを進める」とある。この自立したまちづくりについては、新市建設計画の中にあり、新市の主要施策の重要プロジェクトとして1番目に計画されており、平成18年度も施政方針に盛り込まれている。合併して1年、財務状況は経常収支比率99.7%で県内ワースト1、実質公債費比率19.3%で県内ワースト2と、財政内容は極めて深刻な状況にあり、まさに今、自立したまちづくりで財政を再建することが急務と思われる。

現在、財政健全化検討委員会では各種団体の長など13名の委員で検討中であるが、長年職員がよかれと思ってきた事業の大幅な見直しは、委員会や職員任せでは非常に難しい状況にあると思う。

そこで、自立したまちづくりについて、数値目標などを掲げ、例えば経常収支比率85%や実質公債費比率18%をクリアするための行政自立計画をつくってはどうか。

(2)総務省から地域通貨モデルシステムへの導入支援として、地域再生に資する取り組みを行う地方団体に對して、地域通貨モデルシステムの無償配布などの支援を行うという記事があった。茨城県でも水戸市、土浦市、龍ヶ崎市、常陸太田市、つくば市などの取り組みがあり、つくば市では商工観光課



総合計画審議会の様子

が筑波山がま祭りで地域通貨が
マールを発行しているそうである。
下妻市では栗山商店街協同組合
が解散に追い込まれている状況で
ある。地元商店会やスタンプ会、
各種団体と協議して、地域通貨で
商店街の活性化だけではなく、地
域経済の振興策として実施すべき
であると思うが、見解を伺いたい。
答弁
び集中改革プランを策
定し、また定数の適正
化計画や、滞納整理の強化をはじめ、自主財源の確保に努めている。
一方、政策的なものについては、
合併の一体性を図る事業や均衡あ
る発展の事業に取り組んでいる。
また、昨年度より総合計画の策定
を進めているが、新市初めての総
合計画は、今までの両市村の総合
計画や新市建設計画を基本に作業
を進めている。

課題や今後の取り組み事項を提出
してもらい、各都ごとに課長補佐
や係長で構成するワーキングチー
ムで内容を検討し、その後部課長
職で構成する専門部会、庁議メン
バーで構成する策定委員会で検討
した後、市民代表と市議会代表等
で構成する総合計画審議会におい
て審議されており、計画書の策定
が進められている。
いずれにしても、今後の自立し
たまちづくりを進めていくために
は、今、下妻市が置かれている現
状を十分認識し、自助努力におい
て行政の執行をしていかなければ
ならない。
(2)つくば市においては、毎年8
月の第1日曜日に開催される筑波
山がま祭りにおいて、誘客や地域
経済への波及効果をねらって、ガ
マール紙幣を発行している。筑波
山門前通りから山頂までの加盟店
などで使用できるガマール紙幣は、
会場に設置したガマール銀行で円
と両替をすると、1割得する地域
通貨となっているが、祭り開催と
その翌日の2日間限定の使用期限
が設けられている。
一方、総務省では、地域再生法
に基づく地域再生計画の認定事業
において、地域通貨モデルシステ
ム導入の支援を行っており、平成
17、18年度の2カ年で実証実験を
実施した自治体は、全国で9団体
が選ばれ、最近では実証実験の事

例についてホームページ等でも公
表している。これらの地域通貨シ
ステムは、いずれも地域内消費の
拡大による地域経済の活性化や、
ボランティア活動を通じたコミュ
ニティの活性化に取り組むことを
目的に実施されているが、地域貨
幣を紙幣で発行するだけでなく、
電子化した地域貨幣を住民基本台
帳カードまたは一般カード、携帯
電話やパソコンなどにポイント化
して付与するシステムを構築して
いるため、大規模な設備投資がな
されている。これらの設備には導

住宅耐震診断・耐震 改修の促進について

山中祐子議員

質問

9月1日は防災の日
である。阪神・淡路大
震災から12年を経て、
県地域防災計画の全面改定や見直
しなどにより、初動体制の確立や
各機関との連携、連絡広報体制な
どの整備はかなり進んでいる。

7月の新潟県中越沖地震など、
今年も各地で自然の猛威が人々の
生活を脅かしてきた。災害対策の
基本は、日ごろの心構えと準備と
言われている。

防災において不可欠な3つのモ
ラルがある。1つ目は、被害者に

入時点での構築費用として3千万
円、導入後の運営費用として約3
百万円から1千万円もの経費が見
込まれている。また、導入後にお
いても、有償ボランティアへの違
和感や利用機会が限定的であるな
ど、多くの課題も生じているよう
である。
これらの事例から、地域通貨に
ついては、自立のまちづくりに向
けて、地域経済の活性化に寄与す
る面も多いと思う。今後デメリッ
トや課題等についても十分に調査
し、研究したいと考えている。

ならない。2つ目は、傍観者にな
らない。3つ目は、加害者にな
らないである。

1の被害者にならないは、緊急
時に家族がお互いを頼ったり、ペ
ットの行方を気にしていたりする
と、逃げ遅れることがある。あら
かじめ自分の身は自分で守るとい
うことを決めておけば、家族を捜
している逃げ遅れるということは
ないわけである。こうしたことを
日ごろから家族で話し合っておく
ことが必要である。

2の傍観者にならないは、お年
寄りや体の不自由な人、小さな子
供などが負傷したり逃げ遅れた場
合、家族であろうがなかるうが、
周囲にいる人が助けるしかない。

阪神・淡路大震災のとき、自力脱
出困難者の19%を自衛隊、消防、

警察が救出したが、あとの77%は
近隣住民が助けたのである。
そこで、3つ目の加害者になら
ないである。7月の新潟県中越沖
地震では、通行人が家の倒壊に巻
き込まれて犠牲になってしまった。
つまり家の耐震化というのは、必
ずしも自分や家族のためだけでは
なく、同じ時代を生活している他人
に対して加害者にならないため
にも重要なことである。

平成18年1月に施行された改正
耐震改修促進法に基づいて、国は
基本方針を作成し、自治体も耐震
改修促進計画を策定し、計画的に
耐震化を推進することになってい
る。耐震改修促進計画の策定を義
務づけられている都道府県は、今
年3月末までに全都道府県で計画
が策定されているが、努力義務と
なっている市町村では、約半数し
か策定していない。さらに、耐震
診断、耐震改修に対する補助制度
の実施状況は、市町村によってか



7月に起きた新潟県中越沖地震

なりの差がある。耐震改修が災害を減らすために重要なかぎでもある。

国土交通省のホームページで耐震改修促進計画の策定予定時期、耐震診断・耐震改修に対する補助制度の実施状況を見たが、平成19年4月1日現在で、下妻市は未定または検討中となっていた。人命尊重の立場でどのような取り組みをし、検討されているのか伺いたい。

答弁

2004年の新潟県中越沖地震に続き、2005年には福岡県西方沖地震の発生などにより、国土交通省では住宅建築物の地震防災推進会議を2005年2月に設置し、地震に対する具体的な方策が検討され、建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が2006年1月に施行されたところである。

特に耐震改修促進計画は、地震による住宅や建築物の被害の軽減を図り、国民の生命と財産を保護するために、既存建築物の耐震化の促進を計画的かつ総合的に推進するための基本的な枠組みを定めたものである。具体的には、基本方針、耐震化の現状及び目的、実施計画、その他耐震化を促進するための施策の概要について、自治体が定めることとされており、国の基本方針を受け、自治体は都道

府県と連携をとり、耐震改修促進計画を策定することになっている。この耐震診断等の国の補助制度を受けるためには、各自治体において耐震改修促進計画の策定が義務づけられており、補助制度を受けられる建物の基準は、建築基準法が改正された昭和56年5月末日までに建築確認を受けた旧耐震基準の木造住宅となる。

なお、茨城県内においては、この促進計画を策定しているのは土浦市のみであるが、平成19年度に策定を予定している自治体は、水戸市をはじめ14市町となっている。本市においては、大規模地震による木造住宅の倒壊の被害を最小限にするためにも、当面、市独自の耐震診断の補助制度についてのみ検討したいと考えている。

この調査は学校からの報告をもとにしたもので、実態は調査結果よりも一層深刻だと指摘する声が教育関係者から上がっている。児童・生徒数は減少する中で、不登校の子供たちは1997年に10万人を突破し、それ以降、12万人から13万人で推移している。



学校基本調査によると、不登校の小中学生が2006年度は、2005年度に比べて3.7%増の12万6,764人にも上ることがわかった。この調査は文部科学省が1989年度から毎年実施しているもので、連続または断続して年間30日以上休んだ長期欠席の児童・生徒のうち、病気や経済的な理由などでなく、心理的

社会的要因、背景で登校できない状況を不登校と定義づけている。12万6,764人のうち4,688人は、いじめが不登校のきっかけだったとのことである。不登校の数が増えたのは、小、中学生とも5年ぶり、中学生では35人に1人の割合となり、現在のような方式による統計をとり始めた1991年以来、最も多くなった。

この調査は学校からの報告をもとにしたもので、実態は調査結果よりも一層深刻だと指摘する声が教育関係者から上がっている。児童・生徒数は減少する中で、不登校の子供たちは1997年に10万人を突破し、それ以降、12万人から13万人で推移している。

茨城県内でも、県の教育委員会の調査で、不登校は前年度に比べて0.14ポイント増の2.90%に上がり、中学2、3年が全体の78%を占めるとい調査結果が出ている。いじめや学業不振、不安などの気持ちの混乱、無気力、友人関係など複合的な理由で不登校が続くケースが多いということである。

そこで、(1)全国や県でも不登校が増えている。下妻市ではどうか。(2)不登校となる原因はどうか把握しているか。また、その対処はどのように取り組んでいるか。

(3)新聞報道のグラフによると、中学校生徒の長欠率が全国の長欠率を大きく上回っているが、これ

はどのように分析するのか。(1)本市の不登校の状況は、平成17年度は小学校7人、中学校41人、合計48人、平成18年度は小学校5人、中学校39人、合計44人である。不登校の出現率を全国、県と比較すると、小学校においては、平成17年度は、全国0.32%、県0.27%に対し、下妻市0.25%で、平成18年度は、全国0.33%、県0.29%に対し、下妻市0.18%である。中学校の出現率は、平成17年度は、全国2.89%、県2.76%に対し、下妻市2.81%で、平成18年度は、全国3.01%、県2.90%に対し、下妻市が2.66%である。これらの結果から分析すると、下妻市の不登校の出現率は全国平均を若干下回っている。

答弁

(2)平成18年度の不登校児童・生徒44人の原因の内訳は、文部科学省では不登校の原因の理由を7タイプに分類しており、この分類に基づくと、1、学校生活に起因するもの1人。2、遊び・非行に起因するもの7人。3、無気力な者7人。4、不安・情緒混乱による者18人。5、意図的に拒否による者0人。6、原因不明が複合している者9人。7、その他2人となっている。

不登校者への対応について、1つ目は、心に悩みを持つ生徒を内面から支え、指導援助していく教育相談事業である。具体的には、

市内3中学校に臨床心理資格を持つスクールカウンセラーを配置しているのに加え、下妻市独自で採用している心の教室相談員をそれぞれ一名ずつ配置し、生徒の悩みにきめ細かく対応している。



スクールカウンセラー

2つ目は、生徒指導ネットワーク会議の取り組みである。これは学校、教育委員会、福祉事務所、適応指導教室の4者が、それぞれの立場から不登校児童・生徒とかわり、その解消を目指す取り組みである。月ごとに定例会を持ち、中学校区ごとに事例を持ち寄り、情報交換を行い、具体的な対応策について協議している。

(3)長欠者とは、文部科学省によると、年間30日以上欠席のある者と定義されている。つまり長欠者とは、不登校者に病気やけがによる欠席者と経済的な理由による欠席者を加えた3つの合計である。

茨城県の長欠率が全国の長欠率を上回っている理由としては、茨城県の場合、主に病気やけがによる欠席者の割合が多いため、結果として長欠率が全国を上回る結果になっている。

本市における中学校生徒の長欠率については、平成17年度は、全国371%、県383%に対し、下妻市308%で、平成18年度は、全国393%、県415%に対し、下妻市328%である。この結果から見ると、長欠率においても、本市は全国、県と比較して少ない出現率になっている。

今後も不登校の問題に対しては、学校、家庭、関係機関等との連絡を強化し、断続してねばり強く取り組んでいく。

下妻市を中心にした公共交通について

鈴木秀雄 議員

質問

(1)以前は下妻を中心にし、東京、土浦、古河、栗橋、結城、下館、

真壁、つくばと下妻駅始発で数多く運転され、また旧国鉄、現JR

が当時下妻市街地、上町を拠点に運行されていた。20年、30年代は経済を担うための住民の足として活躍し、今の日本を築いたのも路線バスの成果と言っても過言ではないと思う。

経済成長とともに、40年代には自動車の普及により乗客が減少。各路線の運行回数を削減したために、著しく乗客が減少。相次いで路線バスの廃止を余儀なくされた。そこで、JRバス廃止に至るまでの経過について伺いたい。

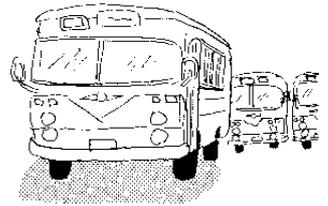
(2)以前は路線バスと鉄道が連携し、各社とも利用者のニーズに合わせ運行していたため、駅前より中心市街地にかけて人の往来があり、活気あふれていた。しかし、経済成長により自家用車の普及とともに、郊外に駐車場の完備された大型商業施設が進出し、購買客が郊外に流出したために、路線バスの利用客が減少し、運行回数の削減により一層乗客が減少した。

そのため、路線バスが廃止に追い込まれたのが実情ではないか。全国的に市街地の販売額や客の減少により、やむなく閉店を余儀なくされているのが現状である。

当市として、今後経済的観点からどのような対応、対策を考えているのか、伺いたい。

答弁

(1)公共交通については、マイカー利用の普及に伴い、路線バスの



利用が年々減少傾向にあるのが現状である。JRバスの路線については、南筑波線と東古河妻線の2系統があったが、利用客の減少により平成18年3月31日付をもって廃止となった。

廃止となるまでの経過であるが、平成16年度当初にJRバス関東(株)より2路線の廃止の申し入れがあり、茨城県バス対策地域協議会分科会において、沿線自治体と茨城県企画部交通計画グループ、バス会社と何度となく存続に向けての協議をしてきた。協議内容は、バス会社では運行経費の状況を、市町村については利用者の状況と市に与える影響などを話し合い、代替案や支援策を検討した。市としては、存続できるよう要請をしてきたが、主な利用客である高校生の通学がバイクやスクールバス通学の利用によって、利用者が減少したことなどにより、存続は困難となり廃止となったものである。

また、関東鉄道パープルバス(株)

で運行している下妻駅・関本・結城駅線、下妻駅・大村十字路・真壁駅線、下妻駅・山川・結城駅線の3路線についても、利用者がほとんどなく、これ以上の存続は困難であるということで、本年9月30日をもって廃止になってしまう。

市内のバス路線については、各地域において存続していくことが非常に厳しい状況となっている。茨城県では鹿島鉄道など鉄道路線の廃止や路線バスの廃止による危機感に対し、公共交通活性化指針を策定し、本年度茨城県公共交通活性化会議を設置し、県内各市町村及び公共交通各社加入のもと、今後の公共交通の利用促進に向けた活動を行っていくことになった。

市においても、関鉄パープルバス運行による土浦駅及びつくばセンター行き2路線及び関東鉄道常総線の利用促進に向けて、沿線自治体や公共交通各社とともに、維持改善に努めていく。

路線バスに関しては、交通弱者の足として極めて重要であると考えているが、国等に財政的支援はあるものの、採算性を考えて運行経営を行わなければならない。路線バス存続の一番の支援は利用することである。利用者が減ってしまふことは廃止につながるので、

多くの方々にご利用していただき、協力をお願いしたい。

(2)バス路線の廃止に伴い、中心市街地においてはバス利用者の姿が少なくなり、商店街を歩く人た

質問

(1)本年7月29日に行われた参議院議員通常選挙において、下妻市

選挙投票率の改善について

原部 司 議員

高い商店街の構築を図り、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく。

中心商店街の活性化の手段としては、商店街の人たちと今日までさまざまな対策の勉強会をしてきたが、決め手となる手法が見つからない状況にある。しかし、中心街の衰退は市にとってもマイナス要因であるので、商店街に住んでいる消費者が安心して買い物ができるよう、商店街の人たちと環境づくりについて検討し、利便性の



開票作業の様子

の投票率は51・78％で、茨城県内32市中28番目の低さであった。

また、平成17年9月11日に行われた衆議院議員選挙においては、下妻市の投票率が60・74％であり、当時の茨城県内28市中26番目の低さである。

また、下妻市議会議員一般選挙においては、今までに13回の一般選挙があったが、過去を比べてみると、7回まではほぼ90％を超えていたが、昭和58年12月に行われた第8回の一般選挙からは90％を切り、その後は回を増すごとに投票率が低下し、平成11年11月21日に行われた一般選挙においては、過去最低の73・62％であった。

当然下妻市が県内でも低くなつた要因はいろいろあるかと思う。やはり有権者の政治不信や社会構造の変化、特に若者の政治に対する関心の低さは、社会的風潮のようである。しかし、これらの投票

率の低下には、自治体は何らかの手だてを講ずることが求められているのではないかと。

これらの問題を解決するに当たって、若者を中心とする選挙ボランティアを募り、若者に対する選挙啓発と投票率向上を目指している自治体もあるようである。

主な活動として、啓発活動の企画立案を審議する委員会を年に1、2度開催し、委員には学識経験者や社会教育団体の代表、市町村の明るい選挙推進協議会の代表者などが就任し、各方面からの意見を聞きながら、投票率向上を目的としている。また、選挙期日を周知するポスターを作成したり、啓発資料や啓発グッズの作成、選挙近くには啓発物品を街頭で配布しながら、投票を呼びかけたりする活動などがある。

このような活動を踏まえて、投票率向上にも一役を担うと思われる選挙ボランティアを、当市においても募ってはいかがか。

(2)新たな発想として、各地方・国政選挙において、投票された方に投票済み証を発行し、これを地元商店に提示することによって、特価商品の購入や各種割引サービスなどの特典を受けられるシステムをつくってはいかがか。これは当然商工会との協議、連携が必要であるが、将来的には投票率の向上と商店会の活性化につながるの

ではないかと思うが、執行部の見解を伺いたい。

答弁

(1)近年の選挙の投票率の低下は全国的な傾向で、特に若者の選挙離れは深刻な問題となっている。残念ながら下妻市も例外ではなく、投票率は全国平均や県平均を下回る結果となっている。

7月に行われた参議院議員選挙では、選挙管理委員会を中心に、市長、副市長を先頭に、市内大型店舗での街頭キャンペーンを3日間延べ11店舗で実施したり、同大型店舗での投票呼びかけ店内放送の協力依頼、候補者による重点巡回広報など、さまざまな選挙啓発を展開してきた。

一方、若者の選挙離れの抑制対策の一つとして、期日前投票所の投票立会人に広報等で20歳代の立会人を募集した結果、16日間延べ32人に協力をいただいた。このような活動の成果と選挙への期待もあり、前回参議院議員選挙の旧下妻市の投票率より6ポイント高い51・79％の投票率となった。

今後も選挙ボランティアを含めた、全国的なさまざまな自治体の選挙啓発事例を参考にしながら、当市の投票率の向上に努力していく考えである。

(2)これらの事例については、2004年の参議院議員選挙のときに、若者の投票率が低迷する中、早稲田

大学周辺の商店でつくる早稲田大学周辺商店街連合会が独自に行った企画で、投票票日以降、投票所で発行する投票済み証を加盟店で見せれば、ランチにコーヒーが付きたり、ビール1杯が無料になるなど、マスメディアでも話題となったものである。

当市では、投票率の向上に向け、市内の官公庁や民間企業、銀行、病院、スーパーマーケット、レストラン、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の協力を得ながら、さまざまな選挙啓発の取り組みをしてきたところであるが、投票率の向上と地元商店会の活性化を合わせた対策については、関係機関と調整しながら検討したいと考えている。

若者の活気あふれる下妻に！

増田省吾 議員

質問

(1)下妻市の社会資源の一番が砂沼ではないかと思うが、砂沼に人が寄りつかないのはなぜか。砂沼をのぞむことのできる進入路が整備されていないことが最大の要因の一つではないかと思われるが、砂沼を活かしたまちづくりについて伺いたい。

(2)砂沼広域公園を十分にピー

アールするとともに積極的に活用していただくため、今後の広域ゾーンを活かしたまちづくりについて伺いたい。

(3)市内の水辺を回るウォークラリーの開催や人の流れをつくり市内全域にそのエネルギーを分散していただくために、砂沼、鬼怒川、小貝川、水でつないだまちづくりを進めてはいかがか。

答弁

(1)砂沼は市の中央、市街地の中心部に位置し、周囲約6キロメートルの農業用のため池で、四季折々の風景が楽しめる中、整備された遊歩道を健康志向の場として、また、砂沼広域公園のサンビーチや観桜苑でのスポーツやレジャー、湖面においては釣りのメッカとして、関東各地より太公望が訪れ、市内外より多くの方が訪れるビアスパークしもつまがあり、多くの方に利用されている。

砂沼を眺める道路の整備については、砂沼の周囲が遊歩道として一段高くなっているため、非常に難しい状況にあるかと思われるが、静かな砂沼の環境を補填するためには、遊歩道と車道を分離されていた方がよいと思われる。

また、砂沼サンビーチについては、昭和54年にオープンして以来、27年が経過し、老朽化が著しい上、入場者も年々減少していることから、県では廃止を含めた施設運営



砂沼を活かしたまちづくりを！

のあり方を検討している。
収支が赤字の上、膨大な改修費が予想される施設であり、今後膨大な改修費の投資をすることは困難であることから、検討しているところである。

(2) 広域事務組合所有の遊休地の活用については、広域事務組合を構成している関係市町と協議をし、具体的な計画が行われるまでの期間、できるだけ維持管理のかわらない方法で、有効活用を図ってきたいと考えている。

(3) 市民生活に潤いをもたらす河川や景勝地、公園や広場など、地域資源の活用については、都市環境の整備や利活用に向けて推進しているところである。

さらに、総合計画の中で、ピアスパークしもつまや砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園、鬼怒川水辺の楽校、やすらぎの里しもつまなどは、緑と水辺のゾーンとして位置づけ、さらに筑波サーキットを

含めた施設を楽しみふれあい拠点とし、各施設のネットワークを構築し、多くの市民が集い、交流人口の拡大をめざす重要な施設資源の活用を図って参りたいと考えている。

また、提案いただいた各施設を活用した駅からハイキングなど、JRや関東鉄道などで実施しているが、今後も積極的に取り組んでいきたい。



質問

(1) 県では、2009年度から市町村向けの補助金の配分基準を抜本的に見直し、個人県民税徴収率の低い市町村に対し、県からの補助金を削減する方針を固めたようで、市町村にペナルティを課すことで徴収率の向上を促すねらいである。

また、三位一体改革による税源移譲により、徴収率の悪化は、以前にも増して市税の収入減につながり、徴収率を更に向上させないと県からの補助金の削減及び市税の大幅な収入減のダブルパンチできてくる。

以前にも一般質問を行ったが、その後、徴収率はどのようになり、滞納整理は進んでいるか、抜本的な対策はあるのか伺いたい。



(2) カード納税は、納税者にとってはカードのポイントを貯められる利点があり、自治体では収納率アップや督促コストの削減が期待できるといえるものである。全国的に徐々に広がり採用され始めたカード納税について、本市での考え方を伺いたい。

答弁

(1) 徴収率低下の原因は、税源移譲により個人市民税が引き上げられたことが影響していると思われる。

徴収率向上に向けた、具体的な取り組みとして、係長以上の職員による特別滞納整理を8月に10日間の電話催告、10月には、1ヶ月にわたっての臨戸訪問の実施、税関係課による5月、10月の合同滞納整理を実施、さらに平成19年度に収納課職員2名を増員し、納税相談、滞納整理、滞納処分をより強化するための体制を整備している。

自主的に納付の意志が少ない滞納者に対しては、財産調査等を徹

底し、預貯金等の差し押さえ処分、強制徴収を行っている。

平成19年度は、税源移譲により、徴収率の低下が懸念され、市の財源に大きく影響することが心配されているが、今後とも全庁挙げて、自主納付の推進に取り組むことを基本とし、現年度の徴収率アップが最終的に過年度の滞納を少なくすることとなるので、現年度の徴収強化に努めていく。

(2) クレジットカードにより住民税など、公共料金の支払いを自治体が導入する動きがある。

昨年11月に改正地方自治法が施行され、自治体の税金や手数料等について、第三者による立てかえ払いが認められるようになり、納税者にとつての利便性が図られるようになったためである。

自治体側にとつても、カード会社が納期に立てかえ払いをするため、未納になることがないなどの利点があると思う。

しかし導入に当たっては課題もある。特にカード会社に支払う手数料の負担である。クレジットカードでは、通常買い物をする場合、手数料はお店が負担しているが、公金では自治体の対応が割れて、自治体が全額負担するケースと、自治体と納税者が負担するケースがある。また、手数料のクレジット決済は、納付額の1%程度を手数料としているため、納付額が高

遊休農地について

倉田憲三 議員

質問

(1) 米の消費量低下、自由化に伴う輸入米の増加、減反政策、あるいは野菜等の低価格、耕作者の高齢化や後継者難などの理由で、耕作が放棄されて、荒れ放題の農地や遊休農地が増えている。

農業委員会等による市内の農地、遊休農地、耕作放棄地などの実態把握はどのようになされたか。

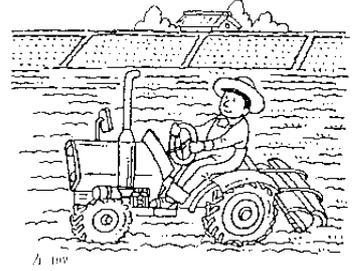
(2) 国内の販売農家が、10年間で75万戸減少したといわれている。市内の販売農家の減少はどれくらいか、現状を伺いたい。

(3) 一定規模以上の農家しか農政の対象にしない「品目横断的経営安定対策」では、低米価や遊休農地が増加するのではないかと。

答弁

(1) 農業委員会では、農地法第84条の規定により、毎年8月1日現在の耕作地及び小作地の所有状況調査について、各農家に申告書の提出をお願いしている。

平成18年度の申告の際には、現在、休耕されている農地、今後



耕作する予定のない農地についての調査項目を加えて実施し、その結果に基づき、現地調査を実施するなど、遊休農地の把握に努めている。

(2)平成7年と平成17年の農林業センサスの数値によると、本市では、平成7年が234戸で、平成17年は137戸と96戸が減少している。

(3)品目横断的経営安定対策では、今までの全ての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、平成19年度から意欲と能力のある4ヘクタール以上の担い手農家と20ヘクタール以上の集落営農組織に限定し、米、麦、大豆等の品目を対象に、経営の安定を図る施策である。

品目横断的経営安定対策の当市の加入状況は、86の経営体が加入申請を終了している。

また、対象とならない中小規模農家の対策は、これまで、集落営農組織の組織化ができるよう推進

してきた。しかし、集落営農組織への加入が困難である農家に対しては、農業生産性の向上を図るため、認定農業者の担い手に、農地の利用集積を推進するとともに、減農薬、有機農法等で生産する、安心、安全で高付加価値のある農産物の作付けを推進し、道の駅しもつまやピアスパークしもつま、やすらぎの里直売所への出荷を働きかける等、特色のある下妻農業の推進で農家所得の向上を目指したいと考えている。

また、低米価や遊休農地の対策は、買ってもらえる米づくりが必要であり、品質を重視した米づくりを進めるため、茨城高品質・高生産運動を進めている。

一方、遊休農地の多くは、排水が不良のため、水稻以外の作付けが難しい農地であるので、圃場整備事業をはじめ、排水対策の事業を推進すると同時に、認定農業者や集落営農組織への農地の流動化を図り、農地の計画的、効率的利用を地域ぐるみで進め、生産性の向上と遊休農地の解消に努めて参りたい。

担い手農家や集落営農組織の育成を目指すという国の施策であり、今後、国に対し、中小農家を対象とした施策を充実させるよう、機会あるごとに要望したいと考えている。

自然環境はあるので、それを綺麗にすることが街の発展、活性化に重要と思うが
栗野英武 議員

質問

官民一体、老若男女協働で魅力あるまちづくりをすることが市民の意識向上にもなると考える。

下妻市総合計画担当課で調査したアンケートでは、小中学生の多くの生徒が下妻市の魅力は自然であると答えており、その印象は砂沼や田園風景を指している。その砂沼も毎年3月初旬に市民と行政が一体となり、清掃活動を行っており、昨年も45団体、37自治区、約600人の方が砂沼周囲の1、330キログラムのゴミを回収された。今後更に、官民一体、老若男女、



毎年3月に行われている砂沼をきれいにする運動

協働で魅力あるまちづくりをすることで、市民の意識向上にもなり、また、おいしい米づくり、さらには観光の目玉として、砂沼の水質改善に本格的に取り組むよう検討されたい。

答弁

砂沼の水質は、毎年水質検査を実施しており、農業用水としての基準値はクリアされている。しかし、平成17年度には、ごみや汚水の流入により、汚れが目立つというところで、砂沼流入点から筑西市下江連までの流域調査を関係機関で実施し、その結果を踏まえ、筑西市と県環境保全課に対し、改善指導の要請を行った。

また、砂沼の維持改善の一つとして、江連用水土地改良区が実施機関となり、平成17年度から越戸の流入部に除じん機の設置をするための工事を行っているが、平成20年3月には完成し、稼働されるというところで、砂沼の水質も浄化されることと考えている。

今後も砂沼の水質改善に向け、江連用水等関係団体と連携協議をし、流域に対するクリーンキャンペーン等、実施、検討していききたい。

また、砂沼の遊歩道は、委託業者により週1回の清掃を行い、環境美化に努めており、本年4月より、公園サポーター制度を発足させたところである。この制度は、

下妻市が管理する都市公園及び緑地帯における環境美化活動等のボランティア活動を支援し、環境の保持、にぎわいのある公園づくりを目的としており、現在2団体が登録し、環境美化に取り組んでいる。

今後ともさらに、公園サポーター制度を市民に広く周知し、砂沼遊歩道の環境美化に協力していただけるよう、努めていく考えである。

観光の振興という面からは、茨城百景にも挙げられている砂沼については、今後も各種イベントをより発展させると同時に、砂沼の水をきれいにし、周辺施設を整備することによって、県内外からより多くの方に砂沼を訪れていただくよう、関係団体と連携をとり、努力していきたい。

環境問題への対応について

小竹 薫 議員

質問

(1)下妻市の自然エネルギー(太陽光・風水力等)の有効活用現状、今後の取り組みについて伺いたい。

(2)温暖化防止対策で、市が取り組んでいること、今後のビジョンについて伺いたい。



地球温暖化防止パネル展

そのほか、農業用水や水道施設等立地には適さないのが現状である。また、「広報しもつま」で地球温暖化防止の特集を組み、省エネ等の啓発を行い、9月からは市内の事業所等に月1回、ノーマイカー運動、ノーマイカーウィークしもつまへの参加、協力をお願いし、10月には市民ホールでの地球温暖化防止パネル展や砂沼フェス

ティバルに環境ブースを出展し、啓蒙、啓発を実施する予定である。(3)地方自治体関係における補助金等については、全国で約300の市区町村で補助を行っており、助成制度や補助制度以外の他の自治体の温暖化対策としては、緑のカーテンコンテストや苗木プレゼント等、趣向を凝らしたさまざまな取り組みが行われているようである。本市の今後の取り組みは、市民事業者、市などによる地球温暖化対策地域協議会を設立し、地域の特性を生かした地球温暖化対策推進計画を策定し、この中で、自然エネルギー等の活用に対する助成措置についても財政事情等を勘案しながら、検討していく。

答弁

(3)助成金、補助金等を通しての市民への働きかけは今後どうか。

(1)自然エネルギーの有効活用としての現状は、市立図書館に20キ

ロワットの太陽光発電システムを設置している。平成18年度の年間発電量は1万8、484キロワット時で、図書館の年間電力使用料の約5%を賄っている。

太陽光発電以外の自然エネルギーについて申し上げますと、まず、風力発電があるが、風力発電は、安定した風力が必要なため、平均風速が穏やかな本市では、風力発電の立地には適していないと考えられる。水力発電は、砂沼、鬼怒川、小貝川と水資源が豊富な本市ではあるが、大規模な水力発電には大きな落差が必要となるため、立地には適さないのが現状である。

これらの施設の設置には、国の補助制度等もあるが、高額の費用とその効果を考えると現在は難しいと考えられる。市としても、地球温暖化の原因とされる化石燃料の利用を削減し、地球温暖化防止に貢献するために、今後の公共施設整備に関しては、太陽光発電などの自然エネルギーの利用について検討していく。(2)温暖化防止についての市としての取り組みは、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、下妻市役所地球温暖化対策実行計画を策定した。

計画では、基準年度を平成18年度とし、平成24年度までに市の事務事業で排出される温室効果ガスを6%削減することを目標として、省エネ、省資源に取り組んでいるほか、事務事業で排出される紙類のリサイクルや職員のノーマイカーデー運動などを行っている。

市の施設の維持・管理を、できることは職員の手で

中山政博 議員

質問

財政難の折、公共施設の敷地内の植栽の手入れなど、これまで年

3回業者に委託していたものを、年2回や職種によっては年1回に管理費を削減し、努力されているということとはよく分かるが、全てが委託にとられず、市民の側の目線に立ち、できることは職員自らの手でやるべきと思うがいかが



植栽の適正な維持管理を

答弁

市の公共施設については、各担当課により維持管理が進められ、各施設では定期的に施設周辺を点検し、植栽の剪定や除草作業、殺虫剤散布作業等を業者に委託するなどして、適正な維持管理に心がけている。

しかしながら、シーズンによっては、雑草や植栽の小枝が長く伸びきったままになっているところが見受けられるので、今後、こまめに点検し、職員でできることは職員で行うなど、市民の方はもちろん訪れる方々が不快な思いをすることがないように努めて参りたい。

また、施設の維持管理については、庁舎の一部を職員自らが行うなど、今後も経費削減に努め、財政健全化を図って参りたい。

下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特別委員会設置

平成19年第3回定例会において、「下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」が議員提出議案として出され、審査機関として下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特別委員会が設置されました。

当委員会は、議員の報酬について調査・研究を行い、議長及び議案提出者並びに賛成者(2人)の4名を除いた議員31名により構成されております。

総務委員会
行政視察

議会だより運営
委員会行政視察



北海道士別市

総務委員会では、7月30日から8月1日までの日程で北海道岩見沢市、士別市において研修を行って参りました。岩見沢市では、自治体ネットワークセンターの概要と管理運営について視察いたしました。この施設は、情報通信技術の活用による「住民生活の質的向上」と「地域産業経済の活性化」を旨とする地域情報化の拠点施設として、平成9年10月より供用開始され、高度な情報通信技術を身近に感じることのできる施設として機能されておりました。

士別市では、まちづくりワークショップの概要について視察いたしました。平成17年1月1日の合併による新市の総合計画策定に当たって、参加者の誰もが等しく参加できる自由な話し合いを、ワークショップ形式で開催されているとのことでした。



栃木県大田原市

議会だより運営委員会では、10月2日・3日の日程で、栃木県大田原市において議会報の発行及び議会ホームページについて研修を行って参りました。

大田原市では、年5回、1回につき21、400部の議会だよりを発行しており、一般質問に対するレイアウトを1ページに2人の質問者を左右に分けて掲載したり、「市議会を傍聴して」というタイトルで傍聴者の感想を掲載するなど、レイアウトを工夫されておりました。また、議会独自のホームページを開設し、定例会の日程、議会構成、会議録、議会だより等を掲載しているとのことでした。

今回の研修の成果を生かし、市民の皆様にも親しまれる議会だよりにな

議会日誌

◆ 8 月

◆ 10 月

- 21日 議会運営委員会
- 23日 9月6日 第3回 下妻市議会定例会
- 23日 本会議 議案上程、説明
- 24日 本会議 議案質疑
- 24日 総務委員会
- 24日 文教厚生委員会
- 24日 産業経済委員会
- 27日 建設委員会
- 28日 予算特別委員会
- 29日 決算特別委員会
- 30日 決算特別委員会
- 31日 決算特別委員会
- 31日 市議会全員協議会
- 3日 本会議 一般質問
- 4日 本会議 一般質問
- 6日 本会議 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
- 第1回議会だより運営委員会

◆ 9 月

- 2日 3日 議会だより運営委員会 行政視察（栃木県大田原市）
- 12日 茨城県市議会議長会事務局 長会議
- 22日 市議会全員協議会
- 22日 下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する特別委員会
- 24日 第2回議会だより運営委員会
- 24日 茨城県市議会議長会定例会
- 31日 11月1日 関東市議会議長会理事會

編集後記

日が暮れる早さに秋の深まりを感じる今日この頃ですが、市民の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、今号は、第3回定例会において平成18年度下妻市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の審査結果の内容等についてお届けいたします。

さて、今年の12月20日を以って市議会議員の任期が満了となります。よって、議会だより運営委員会として今号の議会だよりの編集が実質最後となります。

市民の皆様方にはこれまでの議会だより編集等に際しまして、ご支援等を賜り、厚く御礼申し上げます。改選後、新しい議会だより運営委員会が組織されました際には、これまでと同様、よろしく願っています。

市議会を
傍聴してみませんか

平成19年 第3回定例会の傍聴者は28人でした。

※問い合わせ先:

下妻市議会事務局
0296-43-2111
内線1112・1113